

# 福岡県公報

令和 4 年 6 月 21 日  
第 308 号

## 目次

### 告 示 (第652号 - 第655号)

○特別保護地区の案の縦覧	(自然環境課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課) ……………	3
<b>公 告</b>		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	3
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	5
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	9
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	15
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) ……………	17
○意見募集の結果の公示	(保護・援護課) ……………	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	20
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	20
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ……………	21
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ……………	21
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ……………	21
○落札者等の公示	(県民情報広報課) ……………	21

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及		
---------------------------------	--	--

び答申の公表	(環境保全課) ……………	21
<b>再 掲</b>		
○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正	(福祉総務課) ……………	22

## 告 示

### 福岡県告示第652号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、福岡県知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特別保護地区の名称  
帆柱山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
  - (1) 皿倉山～尺岳地区  
北九州市のうち、国有林遠賀川森林計画区（以下「国有林」は遠賀川森林計画区。）、3092林班「い」、「わ」、「か」、「よ」、「よ1」及び「そ」の各小班、国有林3093林班（「い」小班を除く。）、国有林3094林班（「い」、「ろ」、「ろ1」、「ろ2」、「は」、「と」及び「と1」小班を除く。）、国有林3095林班「そ」、「そ1」、「ね」、「ね1」、「ね2」、「ね3」及び「ね4」の各小班、民有林遠賀川森林計画区（以下「民有林」は遠賀川森林計画区。）608林班「6-1」、「6-2」、「10」から「12」まで及び「40」から「44」までの各小班、民有林609林班「5」、「6」、「7-1」から「7-4」まで、「8」、「9」、「10-1」、「10-2」、「11」、「38-6」、「42-1」から「42-3」まで、「43-1」から「43-13」まで、「44-1」から「44-8」まで、「45-1」から

「45-25」まで、「46-1」から「46-4」まで、「47-1」から「47-23」まで、「48-1」及び「49-4」から「49-6」までの各小班、並びにこれらの林班及び林小班に囲まれた区域、北九州市生活環境保全林管理道以南の皿倉山ケーブル敷地並びに国有林3088林班、3089林班及び3090林班の境界の交点を起点とし、国有林3090林班の西側を北方へ進み更に北側を東方へ進み民有林743林班「7」小班的北側を経て奥畑川に至り、同川を下流へ進み黒川に接続し、同川を上流へ進み音滝川に至り、同川を上流へ進み国有林3091林班に至り、同林班の南側を南西へ進み国有林3092林班「い」小班へ接続し、同小班的西側を北方へ進み国有林3091林班「る」小班に接続し、同小班的西側を北方へ進み更に北端から南方へ進み国有林3095林班「て」小班に接続し、同小班、「あ1」、「ゆ」及び「す」の各小班的北側を南東へ進み国有林3091林班「う」小班に接続し、同小班的東側を南東へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区と八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 河内貯水池地区

北九州市八幡東区のうち、主要地方道北九州小竹線と河内貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、堰堤の右岸へ至り、北九州市道大字大蔵26号線に接続し、同市道を北東へ進み3097林班「ろ4」小班に至り、同小班的西側を南東へ進み「に」小班に接続し、同小班的西側を南西へ進み「へ1」小班的北東端に至り、同小班的東側を南方へ進み「へ」小班に接続し、同小班的東側を南方へ進み「へ1」小班に接続し、同小班的東側を南方及び西方へ進み「へ2」小班へ接続し、同小班的東側を南方へ進み八幡東区と小倉南区の境界線へ至り、更に南西へ進み「へ8」小班に接続し、同小班的東側を南方へ進み更に南側を西方へ進み「へ7」小班に接続し、同小班、「わ」、「る」及び「ぬ」各小班的南側を西方へ進み、更に「ぬ」、「ぬ1」、各小班的西側を北西へ進み市道大字大蔵25号線の猿渡橋の右岸に至り、同橋を経て主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西に進み水無橋を経て更に北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(3) 畑貯水池地区

北九州市八幡西区のうち、主要地方道小倉中間線と畑貯水池堰堤の左岸との交点

を起点とし、同堰堤の右岸へ至り、市道東石坂町畑町1号線に接続し、同市道を北東及び南東へ進み主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方に進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月15日から令和14年11月14日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

帆柱山鳥獣保護区は、九州の最北端部に位置する山地帯であり、スギ・ヒノキ人工林、変化に富んだ照葉樹林を含む二次林及び自然林が分布し、2つの貯水池を含んでいる。このような自然環境を反映して、ハチクマ（福岡県準絶滅危惧）など山野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっているほか、メジロ、ウグイスといった留鳥及びオオルリ（福岡県準絶滅危惧）、サンコウチョウ（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）などの夏鳥の繁殖地、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥の越冬の場となっている。また、ミサゴ（環境省準絶滅危惧）、トビ、オオタカ（福岡県準絶滅危惧）、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、ハヤブサ（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）、アオバズク（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）、フクロウといった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類を始め、マガモなどの水鳥、ノウサギ、キツネ（福岡県準絶滅危惧）など多様な鳥獣が生息している。

特に当該保護区の中でも、北部に位置する皿倉山、権現山及び帆柱山一帯並びに南部に位置する尺岳及び金剛山一帯は、標高差による樹木、草木の種類が豊富であることに加え、広葉樹林がこの地区の概ね2分の1を占めて群生しており、自然性の高い林分も見られ、生息する鳥類の種類数、生息密度が安定して高く、鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、両地区を南北に結ぶ稜線部分については、シイ・カシ二次林の広葉樹林帯であり、渡り鳥の目標として重要な区域となっている。さらに、多数の水鳥が渡来する2つの貯水池とその後背地の広葉樹林を含む森林一帯は、鳥獣の水場、餌場として重要な区域となっている。

これらのことから、帆柱山鳥獣保護区内でも特に保護を図る必要がある区域であ

ると認められるため、県指定特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。  
イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため随時巡視を行う。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課  
福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧期間

令和4年6月21日から同年7月4日まで

福岡県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡 前 線	前	糸島市志摩御床2165番2先から 糸島市志摩御床2160番9先まで	7.0 ～ 12.2	141.8
			後	糸島市志摩御床2165番2先から 糸島市志摩御床2160番9先まで	10.2 ～ 12.2	141.8

福岡県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年6月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡 前 線	糸島市志摩御床2165番2先から 糸島市志摩御床2160番9先まで

福岡県告示第655号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
547	東京都豊島区東池袋 四丁目5番2号 株式会社アイヴィジット	福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡3階 福岡県パスポートセンター内 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル2階 福岡県パスポートセンター 北九州支所内	令和4年6月8日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・タブレット端末（4 備出9-49）
- ・タブレット端末（4 備出9-50）
- ・タブレット端末（4 備出9-51）

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用

- 状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和4年7月5日（火曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
タブレット端末（4備出9-49）
- (2) 調達物品及び数量  
学習用コンピュータ 他2件
- (3) 履行期限  
令和4年12月9日（金曜日）
- (4) 履行場所  
築城特別支援学校、小倉聴覚特別支援学校、北九州視覚特別支援学校、特別支援学校「北九州高等学園」、川崎特別支援学校、嘉穂特別支援学校、直方特別支援学校
- (5) 本件入札にあたっての特記事項  
・同一日に開札する他案件、「タブレット端末（4備出9-50、51）」について、14(3)に記載の開札順序で落札者を決定する。  
・同一日に開札する上記他案件への入札も可能であるが、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札は無効となる。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第

371号)に定める資格を得ている者(令和3年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年7月29日(金曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
02	01	スチール家具	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
05	11	諸機器	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を教育庁教育総務部施設課に令和4年7月15日(金曜日)17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3899

(FAX) 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年6月21日(火曜日)から令和4年7月15日(金曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
5 の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和 4 年 7 月 29 日（金曜日）15 時 00 分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

#### 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県総務部会議室（行政南棟地下 1 階）
- (2) 日時  
令和 4 年 8 月 2 日（火曜日）10 時 30 分

#### 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の 100 分 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供するこ

と。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 本件は、令和4年8月2日（火曜日）に開札する以下の対象案件において、予め定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする「一抜け方式」を採用するものである。

取扱いは次のとおりとする。

開札順序	対象案件名	納入場所
1	タブレット端末（4備出9-50）	古賀特別支援学校 福岡特別支援学校 福岡聴覚特別支援学校 福岡高等聴覚特別支援学校 太宰府特別支援学校
2	タブレット端末（4備出9-49）	築城特別支援学校 小倉聴覚特別支援学校 北九州視覚特別支援学校 特別支援学校「北九州高等学園」 川崎特別支援学校 嘉穂特別支援学校 直方特別支援学校
3	タブレット端末（4備出9-51）	福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校 特別支援学校「福岡高等学園」 小郡特別支援学校 久留米聴覚特別支援学校 田主丸特別支援学校 柳河特別支援学校 筑後特別支援学校

ア 落札者の決定は、開札順序欄に記載の番号順に行う。

イ 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合は、その者のその後の案件の入札を無効とする。

ウ 案件に落札者がなく、その場で再度の入札ができない場合は、当該案件は保留し（後日再度の入札を行う）、開札順序を繰り上げ、開札を続行する。

エ ウで保留（後日再度の入札）となり、後日再度の入札を行うこととなった案件（以下「保留案件」という。）が複数存在する場合は、保留案件の入札が行われた日の開札順序に基づいて入札を行うものとする。この場合、イを準用する。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Tablet PC etc.

(2) Delivery period : By December 9, 2022

(3) Delivery place : Tuiki Special Needs Education School Tel 0930-52-3121  
Kokura Special Needs Education School  
for the Hearing Impaired Tel 093-921-3600  
Kitakyushu Special Needs Education School  
for The Visually Impaired Tel 093-651-5419  
Special Needs Education High School  
「Kitakyushu Koutou Gakuen」 Tel 093-246-3000  
Kawasaki Special Needs Education School  
Tel 0947-72-7788  
Kaho Special Needs Education School Tel 0948-42-1511  
Nogata Special Needs Education School Tel 0949-24-5570

(4) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on July 29, 2022

(5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan



Tel 092-643-3092

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達内容

## (1) 調達案件名

タブレット端末（4 備出 9-50）

## (2) 調達物品及び数量

学習用コンピュータ 他 2 件

## (3) 履行期限

令和 4 年 12 月 9 日（金曜日）

## (4) 履行場所

古賀特別支援学校、福岡特別支援学校、福岡聴覚特別支援学校、福岡高等聴覚特別支援学校、太宰府特別支援学校

## (5) 本件入札にあたっての特記事項

- ・同一日に開札する他案件、「タブレット端末（4 備出 9-49、51）」について、14(3)に記載の開札順序で落札者を決定する。
- ・同一日に開札する上記他案件への入札も可能であるが、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札は無効となる。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）に定める資格を得ている者（令和 3 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 4 年 7 月 29 日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A
01	02	事務機器	A A
02	01	スチール家具	A A
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	11	諸機器	A A
13	07	ソフトウェア開発	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が 1 の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を教育庁教育総務部施設課に令和 4 年 7 月 15 日（金曜日）17 時 00 分までに提出して承認を受けた者

- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先  
福岡県教育庁教育総務部施設課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3899  
(FAX) 092-641-2934  
なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
(FAX) 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和4年6月21日（火曜日）から令和4年7月15日（金曜日）までの福岡県の休日  
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」  
という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所  
5の部局とする。
  - (2) 提出期限

- 令和4年7月29日（金曜日）15時00分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期  
限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
  - (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部会議室（行政南棟地下1階）
  - (2) 日時  
令和4年8月2日（火曜日）10時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項  
の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが  
立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合  
にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又  
は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を  
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人  
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書  
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す  
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と  
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 本件は、令和4年8月2日（火曜日）に開札する以下の対象案件において、予め

定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする「一抜け方式」を採用するものである。

取扱いは次のとおりとする。

開札順序	対象案件名	納入場所
1	タブレット端末（4備出9-50）	古賀特別支援学校 福岡特別支援学校 福岡聴覚特別支援学校 福岡高等聴覚特別支援学校 太宰府特別支援学校
2	タブレット端末（4備出9-49）	築城特別支援学校 小倉聴覚特別支援学校 北九州視覚特別支援学校 特別支援学校「北九州高等学園」 川崎特別支援学校 嘉穂特別支援学校 直方特別支援学校
3	タブレット端末（4備出9-51）	福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校 特別支援学校「福岡高等学園」 小郡特別支援学校 久留米聴覚特別支援学校 田主丸特別支援学校 柳河特別支援学校 筑後特別支援学校

ア 落札者の決定は、開札順序欄に記載の番号順に行う。

イ 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合は、その者のその後の案件の入札を無効とする。

ウ 案件に落札者がなく、その場で再度の入札ができない場合は、当該案件は保留し（後日再度の入札を行う）、開札順序を繰り上げ、開札を続行する。

エ ウで保留（後日再度の入札）となり、後日再度の入札を行うこととなった案件（以下「保留案件」という。）が複数存在する場合は、保留案件の入札が行われた日の開札順序に基づいて入札を行うものとする。この場合、イを準用する。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Tablet PC etc.
- (2) Delivery period : By December 9, 2022
- (3) Delivery place : Koga Special Needs Education School   Tel 092-943-8674  
Fukuoka Special Needs Education School  
Tel 092-963-0031  
Fukuoka Special Needs Education School  
for the Hearing Impaired   Tel 092-821-1212  
Fukuoka Special Needs Education High School  
for the Hearing Impaired   Tel 092-845-6931  
Dazaifu Special Needs Education School   Tel 092-924-5055
- (4) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on July 29, 2022
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
タブレット端末（4 備出 9 - 51）
- (2) 調達物品及び数量  
学習用コンピュータ 他 2 件
- (3) 履行期限  
令和 4 年 12 月 9 日（金曜日）
- (4) 履行場所  
福岡視覚特別支援学校、福岡高等視覚特別支援学校、特別支援学校「福岡高等学園」、小郡特別支援学校、久留米聴覚特別支援学校、田主丸特別支援学校、柳河特別支援学校、筑後特別支援学校
- (5) 本件入札にあたっての特記事項
  - ・ 同一日に開札する他案件、「タブレット端末（4 備出 9 - 49、50）」について、14(3)に記載の開札順序で落札者を決定する。
  - ・ 同一日に開札する上記他案件への入札も可能であるが、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札は無効となる。

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）に定める資格を得ている者（令和 3 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年7月29日 (金曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
02	01	スチール家具	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
05	11	諸機器	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を教育庁教育総務部施設課に令和4年7月15日 (金曜日) 17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3899

(FAX) 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年6月21日 (火曜日) から令和4年7月15日 (金曜日) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年7月29日 (金曜日) 15時00分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部会議室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和4年8月2日（火曜日）11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 本件は、令和4年8月2日（火曜日）に開札する以下の対象案件において、予め定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする「一抜け方式」を採用するものである。

取扱いは次のとおりとする。

開札順序	対象案件名	納入場所
------	-------	------

1	タブレット端末（4 備出 9 - 50）	古賀特別支援学校 福岡特別支援学校 福岡聴覚特別支援学校 福岡高等聴覚特別支援学校 太宰府特別支援学校
2	タブレット端末（4 備出 9 - 49）	築城特別支援学校 小倉聴覚特別支援学校 北九州視覚特別支援学校 特別支援学校「北九州高等学園」 川崎特別支援学校 嘉穂特別支援学校 直方特別支援学校
3	タブレット端末（4 備出 9 - 51）	福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校 特別支援学校「福岡高等学園」 小郡特別支援学校 久留米聴覚特別支援学校 田主丸特別支援学校 柳河特別支援学校 筑後特別支援学校

ア 落札者の決定は、開札順序欄に記載の番号順に行う。

イ 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合は、その者のその後の案件の入札を無効とする。

ウ 案件に落札者がなく、その場で再度の入札ができない場合は、当該案件は保留し（後日再度の入札を行う）、開札順序を繰り上げ、開札を続行する。

エ ウで保留（後日再度の入札）となり、後日再度の入札を行うこととなった案件（以下「保留案件」という。）が複数存在する場合は、保留案件の入札が行われた日の開札順序に基づいて入札を行うものとする。この場合、イを準用する。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Tablet PC etc.
- (2) Delivery period : By December 9, 2022
- (3) Delivery place : Fukuoka Special Needs Education School

for the Visually Impaired Tel 092-924-1101

Fukuoka Special Needs Education High School

for the Visually Impaired Tel 092-925-3053

Special Needs Education High School

「Fukuoka Koutou Gakuen」 Tel 092-921-2244

Ogoori Special Needs Education School Tel 0942-73-3437

Kurume Special Needs Education School

for the Hearing Impaired Tel 0942-44-2304

Tanushimaru Special Needs Education School

Tel 0943-73-1537

Yanagawa Special Needs Education School

Tel 0944-73-2263

Chikugo Special Needs Education School

Tel 0942-53-0528

- (4) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on July 29, 2022
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

定置式車両速度計測装置賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し



- 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和4年7月26日（火曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
定置式車両速度計測装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
令和4年11月1日から令和11年10月31日までの間
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年8月17日 (水曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者  
 (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者  
 (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者  
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2244

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

令和4年6月21日 (火曜日) から令和4年8月1日 (月曜日) までの福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和4年8月17日 (水曜日) 午後5時45分

- (3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

- (2) 日時

令和4年8月18日 (木曜日) 午後2時00分

- (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額 (消費税込みの金額) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の 5 に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for vehicle speed gauging stationary radars
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 P.M. August 17, 2022
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

生活保護法施行細則の一部を改正する規則案について、令和4年4月12日から同年5月12日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和4年6月21日に公布しました。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福祉労働部保護・援護課保護指導係

電話：092-643-3296

メールアドレス：engo@pref.fukuoka.lg.jp

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルキョウ那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄西四丁目1094番1外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

・周辺道路で渋滞が発生しないよう、交通整理員を配置するなど配慮すること。【都市計画課】

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・市道那珂川宇美線、県道後野福岡線は、歩道が狭隘であること。児童・生徒の通学路となっていることなどから、工事車両の進入・退出時や工事の作業ヤード確

保等に当たっては、児童・生徒並びに近隣住民の通行に最大限の安全確保に努めること。【学校教育課】

・交通量の増加に伴い、交通事故の増加が懸念される。特に那珂川北中学校、岩戸北小学校、福岡女子商業高等学校の通学路にもなっているため、学校、保護者、生徒にも注意喚起すること。【安全安心課】

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし【環境課】

(4) 防災・防犯対策への協力

駐車場の施錠管理や未成年のたまり場になる可能性がある。【安全安心課】

(5) 騒音の発生に係る事項

・当該事業地の建築工事において、騒音・振動規制法に伴う届出が必要な場合は遅滞なく行ってください。防音シート・防塵シート等付近住民に配慮した工事を行うとともに、今後、当該事業地における騒音・振動等の苦情に関しては事業者が責任をもって対処し解決すること。※重機（バックホー、ブルドーザー）の使用による造成整地作業も重機の種類によっては一部特定建設作業となるため、事前に環境課と協議を行い施行すること。【環境課】

(6) その他

・店舗やその周辺に屋外広告物を掲示する場合は、屋外広告物に関する許可申請を行うこと。【都市計画課】

・那珂川市開発行為等整備要綱に基づき既に協議済である各課意見について遵守すること。【都市計画課】

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名

認可年月日

山川地区土地改良区	令和 4 年 6 月 9 日
-----------	----------------

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
津野土地改良区	令和 4 年 6 月 9 日

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
宮若市金生土地改良区	令和 4 年 6 月 9 日

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
上新入土地改良区	令和 4 年 6 月 9 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品の名称  
各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日  
令和 4 年 4 月 26 日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
株式会社進和プロモーション
  - 住所  
福岡市博多区吉塚五丁目 6 - 23
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
8.23円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和 4 年 3 月 8 日

**雑 報**

**福岡県環境審議会公告**

瀬戸内海における総量削減計画について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度

要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和4年5月13日から令和4年5月27日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり令和4年6月7日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

令和4年6月21日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

#### 福岡県告示第633号の2

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年3月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和4年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1の1の項(2)ア（イ）中「5,714,000円」を「6,285,000円」に改める。

第1の2の項(1)ウ中「1,160円」を「1,180円」に改める。

第1の3の項(3)アの表夏季の項中「18,800円」を「18,700円」に、「24,200円」を「24,000円」に、「35,800円」を「35,600円」に、「42,800円」を「42,500円」に、「54,200円」を「53,900円」に、「7,900円」を「7,800円」に、同表冬季の項中「31,200円」を「31,000円」に、「40,400円」を「40,100円」に、「56,200円」を「55,800円」に、「65,700円」を「65,300円」に、「82,700円」を「82,200円」に、「11,400円」を「11,300円」に改め、同イの表夏季の項中「8,300円」を「8,200円」に、「12,400円」を「12,300円」に、「15,100円」を「15,000円」に、「19,000円」を「18,900円」に、同表冬季の項中「10,000円」を「9,900円」に、「13,000円」を「12,900円」に、「18,400円」を「18,300円」に、「21,900円」を「21,800円」に、「27,600円」を「27,400円」に改める。

第1の6の項(2)ア中「595,000円」を「655,000円」に、同イ中「300,000円」を「318,000円」に改め、同項(3)中「1箇月以内」を「3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に

規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6箇月以内）」に改める。

第1の8の項(3)イ中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改める。

第1の9の項(3)中「215,200円」を「213,800円」に、「172,000円」を「170,900円」に改める。

第1の12の項(2)中「137,900円」を「138,300円」に改める。

第2の1の項(1)ア中「22,300円」を「22,500円」に、同イ中「17,200円」を「17,100円」に、同ウ中「15,300円」を「15,100円」に、同オ中「16,100円」を「15,900円」に、同キ中「22,600円」を「24,000円」に改める。